毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　次

ページ

条　例

○北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例（道議会事務局）　一九八

訓　令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（管財課）　一九八
○中小企業労働相談所運営規程の一部を改正する訓令（労政福祉課）　一九九

告　示

○北海道公債の定時償還の抽せんの実施（縁故債）（財政課）　一九九
○一般競争入札の実施（統計課）　一九九
○平成十四年度道設鳥獣保護区設定等に係る公聴会の開催（自然環境課）　二〇〇
○有害興行の指定（生活文化・青少年室）　二〇一
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活振興課）　二〇二
○肥料の登録の有効期間の更新（道産食品安全室）　二〇二
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出（土地改良指導課）　二〇三
○土地改良区の定款の変更の認可（土地改良指導課）　二〇三
○土地改良事業の施行の認可（土地改良指導課）　二〇三
○種畜証明書の返納（酪農畜産課）　二〇三
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（水産林務部所管分　その四）（水産林務部総務課）　二〇三
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正（水産林務部総務課）　二〇八
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正（水産林務部総務課）　二一五
○特定漁港漁場整備事業計画の策定（栽培振興課）　二一六
○特定調達契約に係る落札者等の公示（資源管理課）　二一六
○生産事業者の登録の内容の変更の届出（森林整備課）　二一七
○知事権限に係る保安林の指定の予定（治山課）　二一七
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）　二一七
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）　二一七
○公共測量の実施の通知（三件）（建設部総務課）　二一八
○公共測量の終了の通知（建設部総務課）　二一八
○道路の区域の変更（三件）（道路整備課）　二一八
○公有水面の埋立ての免許の出願（砂防災害課）　二一九
○公有水面の埋立ての免許の出願の一部改正（砂防災害課）　二二〇
○宅地建物引取業法による免許の取消し（建築指導課）　二二〇

公　告

○定置漁業の免許（漁業管理課）　二二〇

支庁告示

○種馬鈴しょ集荷販売業者の登録事項の変更の届出　二二四
○一般競争入札の実施　二二四
○特定調達契約に係る入札の公告　二二六
○平成十四年度における競争入札に参加しようとする者に必要な資格等に関する公示の一部改正　二二七

道網走土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告　二二七

道議会告示

○北海道議会会議規則の一部を改正する規則　二三〇
○北海道議会図書室規程の一部を改正する規程　二三〇

道議会公表

○平成十三年度における情報公開実施状況の公表　二三〇

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示　二三一

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告　二三一

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正　二三三

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告　二三三

道教育庁日高教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告　二三四

道人事委員会公告

○平成十四年度北海道職員採用試験の実施　二三七

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示　二三九

公布された条例のあらまし

◇**北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十五号）

一　趣旨及び内容

地方自治法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

北海道知事　堀　達也

北海道条例第四十五号

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成十三年北海道条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十二項及び第十三項」を「第百条第十三項及び第十四項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

訓令

北海道訓令第22号

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成14年6月28日

北海道知事　堀　達也

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部長」の次に「、総合企画部長」を加え、「本庁」を「別表第1に定めるところにより、本庁」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

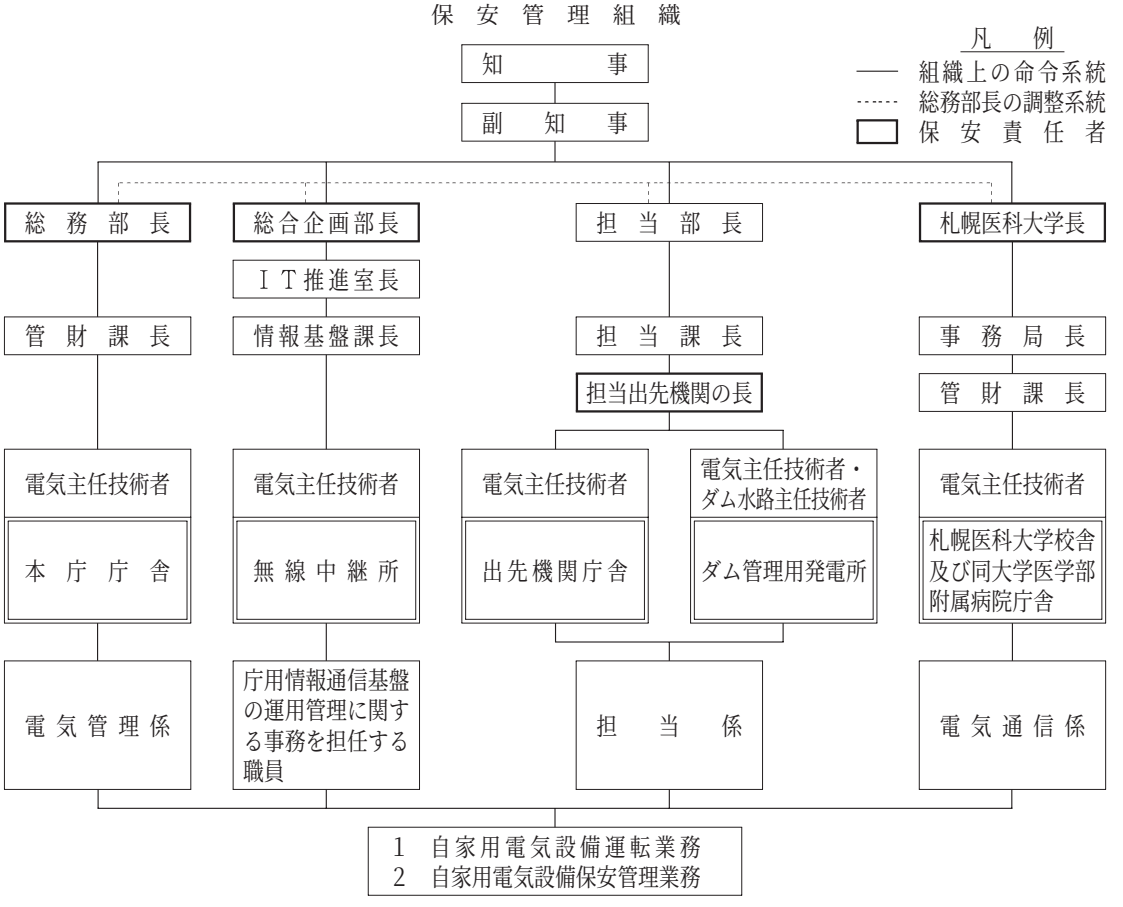

附　則

この訓令は、平成14年６月28日から施行する。

北海道訓令第23号

本　　庁
出 先 機 関

中小企業労働相談所運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

中小企業労働相談所運営規程の一部を改正する訓令

中小企業労働相談所運営規程（昭和43年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「運輸局海運支局等」を「運輸局運輸支局等」に改める。

附　則

この訓令は、平成14年７月１日から施行する。

告　　示

北海道告示第1097号

北海道公債の元金に係る平成14年８月20日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　償還銘柄及び償還金額

銘　　柄	償 還 金 額
北海道第20回１号公債	４億5,000万円
北海道第20回２号公債	３億円
北海道第20回３号公債	４億5,000万円
北海道第20回４号公債	６億3,000万円
北海道第20回５号公債	３億6,000万円
北海道第21回１号公債	９億円
北海道第21回２号公債	10億2,000万円
北海道第21回３号公債	９億円
北海道第21回４号公債	６億6,000万円
北海道第21回５号公債	８億4,000万円
北海道第22回１号公債	９億円
北海道第22回２号公債	９億円
北海道第22回３号公債	９億円
北海道第22回４号公債	10億5,000万円
北海道第22回５号公債	10億5,000万円
北海道第22回６号公債	７億5,000万円
北海道第22回７号公債	９億3,000万円
北海道第22回８号公債	６億6,000万円

2　償 還 期 日　　平成14年８月20日

3　抽せん日時　　平成14年７月５日　午後２時

4　抽せん場所　　株式会社　北洋銀行本店
札幌市中央区大通西３丁目11番地

5　抽せん方法　　電子計算機抽せん

北海道告示第1098号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項

(1)　調達をする賃借物品等の名称及び数量

次に掲げるパーソナルコンピュータ及び周辺機器の賃貸借一式（１月当たりの単価）

サーバー	１台
パーソナルコンピュータ（ノート型）	２台
プリンタ	１台
MOドライブ	１台
ハブ	１台

(2)　調達をする賃借物品等の仕様等　　入札説明書及び賃借物品の仕様書による。

(3)　納　入　期　日　　平成14年８月１日

(4)　契　約　期　間　　平成14年８月１日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内、平成18年７月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5)　納　入　場　所　　北海道総合企画部統計課

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北３条西７丁目
北海道総合企画部統計課
4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　札幌市中央区北３条西７丁目
道庁別館９階　共用会議室Ａ
(2) 入札日時　平成14年７月15日（月）午前11時15分
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。
5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　札幌市中央区北３条西7丁目
北海道総合企画部統計課
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。
7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否
要
10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
(1) 提出期限　平成14年７月９日（火）
(2) 提出場所　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道総合企画部統計課
11 その他
(1) 開札の時において、２に規定する資格の有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称　北海道総合企画部統計課
イ 所在地　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 23－663
(4) この入札の執行は、公開する。
(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1099号

鳥獣保護区の設定について、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正７年法律第32号）第８条ノ８第４項において準用する同法第１条ノ５第６項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、平成14年６月７日北海道告示第977号（平成14度道設鳥獣保護を設定等に係る公聴会の開催）は、廃止する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達也

1 石狩支庁
(1) 日時　平成14年７月16日（火）午前11時から
(2) 場所　千歳市東雲町２丁目34番地
千歳市役所　地下１階１・２号会議室
(3) 案件　道設支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　千歳市の一部）

2 渡島支庁
(1) 日時　平成14年７月16日（火）午後２時30分から
(2) 場所　函館市美原４丁目６番16号
渡島合同庁舎４階402号会議室
(3) 案件　道設大沼鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　七飯町、鹿部町及び森町の一部）

3　渡島支庁
(1)　日　時　平成14年７月16日（火）午後１時30分から
(2)　場　所　函館市美原４丁目６番16号
渡島合同庁舎４階402号会議室
(3)　案　件　道設函館山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　函館市の一部）

4　胆振支庁
(1)　日　時　平成14年７月15日（月）午後１時30分から
(2)　場　所　勇払郡穂別町字穂別２番地
穂別町役場町民センター第２会議室
(3)　案　件　道設穂別鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　穂別町の一部）

5　日高支庁
(1)　日　時　平成14年７月10日（水）午後３時から
(2)　場　所　沙流郡日高町298番地
コミショップサンポッケ（道の駅樹海ロード日高）２階会議室
(3)　案　件　道設ホロカウシャップ鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　日高町の一部）

6　日高支庁
(1)　日　時　平成14年７月10日（水）午後１時30分から
(2)　場　所　沙流郡日高町298番地
コミショップサンポッケ（道の駅樹海ロード日高）２階会議室
(3)　案　件　道設振内鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　平取町の一部）

7　十勝支庁
(1)　日　時　平成14年７月16日（火）午後２時から
(2)　場　所　河東郡上士幌町上士幌東３線238
上士幌町山村開発センター第３研修室
(3)　案　件　道設糠平鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　糠平町の一部）

8　十勝支庁
(1)　日　時　平成14年７月16日（火）午前10時から
(2)　場　所　上川郡新得町３条南４丁目
新得町公民館研修室
(3)　案　件　道設トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　新得町の一部）

9　十勝支庁
(1)　日　時　平成14年月７月15日（月）午前10時から
(2)　場　所　中川郡本別町北２丁目
本別町役場２階会議室
(3)　案　件　道設義経山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　本別町の一部）

10　十勝支庁
(1)　日　時　平成14年月７月15日（月）午後３時から
(2)　場　所　足寄郡陸別町東１条３丁目
陸別町役場大会議室
(3)　案　件　道設鹿山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　陸別町の一部）

11　十勝支庁
(1)　日　時　平成14年月７月１日（月）午後２時から
(2)　場　所　中川郡豊頃町茂岩本町125番地
豊頃町エルム館２階会議室
(3)　案　件　道設湧洞沼鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域　中川郡豊頃町及び広尾郡大樹町の一部）

北海道告示第1100号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達也

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	発情義母　息子いじり	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害
同	デリヘル嬢　絹肌のうるおい	オーピー映画		
同	作家と妻とその愛人	新東宝映画		

	するおそれがあると認められるため

北海道告示第1101号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（えべつ楽友協会にあっては特定非営利活動に係る事業の変更、北海道子育て支援ワーカーズにあっては特定非営利活動に係る事業の変更及び社員資格の得喪に関する変更、役員に関する変更、会議に関する変更、精神障害者を支援する会にあっては特定非営利活動に係る事業の変更及び会議に関する変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)	申請のあった年月日	平成14年６月３日
(2)	特定非営利活動法人の名称	えべつ楽友協会
(3)	代表者の氏名	堀井　常彰
(4)	主たる事務所の所在地	北海道江別市野幌町57番地の１
(5)	定款に記載された目的	この法人は、江別市民及び周辺地域の人々に対し、江別市内の文化施設を拠点として音楽文化の普及向上に必要な事業を行い、もって地域社会の芸術文化の振興発展に寄与することを目的とする。
2(1)	申請のあった年月日	平成14年６月10日
(2)	特定非営利活動法人の名称	北海道子育て支援ワーカーズ
(3)	代表者の氏名	山田　智子
(4)	主たる事務所の所在地	北海道札幌市白石区本通４丁目南８番27号
(5)	定款に記載された目的	この法人は、子育て中の親が抱える不安や閉塞感を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなどの子育て支援事業を通して、すべての子どもと親が生き生きと心豊かに暮らせるような地域社会をつくることを目的とし、地域コミュニティの再生をめざすものとする。
3(1)	申請のあった年月日	平成14年６月10日
(2)	特定非営利活動法人の名称	精神障害者を支援する会
(3)	代表者の氏名	礒谷　敏雄
(4)	主たる事務所の所在地	北海道札幌市西区八軒８条東５丁目４番18号
(5)	定款に記載された目的	この法人は、精神障害者、家族に対して、ノーマライゼーションの精神を基本に捉え、精神障害者が地域で当たり前に暮らし、社会的自立が出来るように、共同住居運営事業、地域生活支援事業などの生活支援活動を行うとともに、精神障害者、家族、さらには支援者、関係機関に対する相談・訪問・助言・援助事業を行い、共に連携・協力し精神障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

北海道告示第1102号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者 名称	生産業者 住所	登録有効期限
北海道第2205号	炭酸カルシウム肥料	6.0苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 6.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	太平洋セメント株式会社	東京都千代田区西神田３丁目８番１号	平成20．7.13
北海道第2206号	炭酸カルシウム肥料	8.0苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 8.0	その他の制限事項は公定規格のとおり			
北海道第2207号	炭酸カルシウム肥料	10.0苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり			

北海道告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所
就　任	平成14．6．6	監　事	大原　行雄	常呂郡留辺蘂町字昭栄404番地３
同	同	同	渡辺　勝美	同　字旭200番地
退　任	同　14．6．5	同	大原　行雄	同　字昭栄404番地３
同	同	同	渡辺　勝美	同　字旭200番地

北海道告示第1104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

認可年月日	土地改良区名
平成14．6.18	浦河町土地改良区
同	留辺蘂土地改良区

北海道告示第1105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成14年６月14日、初山別土地改良区が新たに行う土地改良（北明里地区小規模土地改良（農業用用排水））事業の施行を認可した。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第1106号

農林水産大臣から、次のとおり種畜証明書の返納があった旨、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第８条第１項の規定による通報があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

種畜証明書番号	名　前	種　類	飼養者住所氏名	摘　要
平13北海道11第29号	和　波	黒毛和種	別海町　深代　光治	死　亡

北海道告示第1107号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

（水産林務部所管分　その４）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘　要
1　みなとまち水産加工振興事業 水産加工業者を中心とした関係者の連携により、消費者志向に沿った地域特産品（みなとまちブランド）を開発し、地域水産加工業の体質強化及び地域全体の活性化を図るため、予算の	市町村 ２以上の市町村の区域にわたり事業を行う水産加工業協同組合、漁業協同組合、市町村、水産加工業協同組合、漁業協同組合等を構成員とする	2以上の市町村の区域にわたり事業を行う水産加工業協同組合、漁業協同組合、地域協議会その他知事が適当と認める団体がみなとまち水産加工振興事業を行う場合又は市町村がみなとまち水産加工振興事業を行う水産加工業協同組合、漁業協同組合地域協議会その他知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対	２分の１以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様	共通第２号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	

範囲内で補助する。	協議会（以下「地域協議会」という。）及び知事が適当と認める団体	象となる事業に要する経費		式			
2　外来魚被害緊急対策事業 自然環境や生態系の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う外来魚被害緊急対策事業の実施に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数　正副2部 提出期限　別に指示する日 提出先　水産林務部漁業管理課	書類は、支庁長を経由して提出すること。
3　しいたけ生産体制強化緊急対策事業 本道のしいたけ産業の振興を推進するため、予算の範囲内で補助する。							
(1)　施設整備事業	市町村	市町村が施設整備事業を行う場合又は市町村が施設整備事業を行う森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第15号様式 水林第16号様式	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
(2)　販路拡大等事業	市町村	市町村が販路拡大等事業を行う場合又は市町村が販路拡大等事業を行う森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
4　木質バイオマス資源活用促進事業 間伐材や林地残材等の木質バイオマス資源の利用を促進するため、予算の範囲内で補助する。							
(1)　地域における基礎調査	市町村	市町村が行う地域における基礎調査・	2分の1以内	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数　1部	

・検討事業		検討事業に要する経費		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
⑵　木質バイオマス資源利用普及施設・設備導入事業	市町村	市町村が木質バイオマス資源利用普及施設・設備導入を行う場合又は市町村が木質バイオマス資源利用普及施設・設備導入事業を行う木材関連業者等の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第15号様式 水林第16号様式	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
5　ふるさと森林整備促進事業 長期施業受託の推進により、適正な森林施業の実施を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合	森林組合が行うふるさと森林整備促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
6　造林事業 本道における民有林林業を振興し、もって国土保全及び森林資源の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。				水林第17号様式 別に指示する様式		提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	実績報告は、要しない。
⑴　森林環境保全整備事業							
ア　公的森林整備推進事業	市町村 森林整備法人 林業（造林）公社 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された事業者	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき選定された事業者が行う公的森林整備推進事業に要した経費のうち、次に掲げるもの ⑴　育成単層林整備事業費 ⑵　育成複層林整備事業費 ⑶　機能増進保育事業費 ⑷　特定間伐事業費	10分の5				

	（市町村有林で行うものに限る。）	(5) 長期育成循環整備事業費 (6) 付帯施設等整備事業費					
イ　流域公益保全林整備事業	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人等 （森林整備法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。） 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第７号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） 森林施業計画の認定を受けた者 市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が行う流域公益保全林整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 長期育成循環整備事業費 (6) 付帯施設等整備事業費	10分の４				
ウ　森林空間総合整備事業	市町村	市町村が行う森林空間総合整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 全体計画調査事業費 (2) 共生林整備事業費	(5)の経費に係る場合 10分の４ 上記以外の経費				

		(3) 付帯施設整備事業費 (4) 林内歩道等整備事業費 (5) 用地等取得事業費	に係る場合 10分の７				
エ　絆の森整備事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者の団体 森林施業計画の認定を受けた者	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が行う絆の森整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 全体計画調査事業費 (2) 共生林整備事業費 (3) 付帯施設整備事業費 (4) 林内歩道等整備事業費 (5) 用地等取得事業費	(5)の経費に係る場合 10分の４ 上記以外の経費に係る場合 10分の７				
オ　流域循環資源林整備事業	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人等 森林所有者の団体 森林施業計画の認定を受けた者 市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が行う流域循環資源林整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 機能増進保育事業費 (4) 特定間伐事業費 (5) 長期育成循環整備事業費 (6) 付帯施設等整備事業費	10分の４				
カ　特定森林造成事業	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者の団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体が行う特定森林造成事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1) 育成単層林整備事業費 (2) 育成複層林整備事業費 (3) 特定林地改良事業費 (4) 特定林地改良作業路事業費 (5) 付帯施設等整備事業費	(3)、(4)並びに(3)及び(4)の事業に係る(5)の経費に係る場合 10分の７ 上記以外の経費に係る場合 10分の４				

キ　被害地等森林整備事業	市町村（森林整備協定造林として行うものに限る。） 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者の団体	市町村（森林整備協定造林として行うものに限る。）、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体が行う被害地等森林整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)　育成単層林整備事業費 (2)　育成複層林整備事業費 (3)　機能増進保育事業費 (4)　付帯施設等整備事業費	10分の４				
(2)　森林居住環境整備事業（フォレスト・コミュニティ総合整備事業） 森林の保健・文化・教育的な利用の増進、都市及び農山村の良好な生活環境の保全・創出を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林所有者 森林組合 生産森林組合 森林整備法人 森林所有者の団体	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人又は森林所有者の団体が行うフォレスト・コミュニティ総合整備事業に要した経費のうち、次に掲げるもの (1)　居住地周辺森林整備事業費 (2)　路側樹林帯整備事業費 (3)　林内歩道等整備事業費 (4)　付帯施設整備事業費	10分の４				

北海道告示第1108号

平成14年北海道告示第562号（北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

25　林道事業の項を次のように改める。

25　林道事業 民有林の開発及び林産物の合理的な生産を促進し、森林経営の合理化を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式から共通第20号様式まで 水林第24号様式 維持管理規程又はその案 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式から水林第26号様式まで	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	

(1) 森林環境保全整備事業	市町村 森林組合	1 森林管理道開設事業 市町村又は森林組合が行う森林環境保全整備事業のうち森林管理道の開設に要する経費 2 森林管理道改良事業 市町村又は森林組合が行う森林環境保全整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 森林管理道（幹線）の改良費 (2) 森林管理道（その他）の改良費	森林管理道 100分の55以内 （森林組合が行う場合にあっては、100分の61以内） 森林管理道（間伐） 100分の55以内 （過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による公示又は山村振興法（昭和40年法律第64号）による指定に係る市町村の区域において市町村が行う事業にあっては、100分の61以内） 100分の51以内 （平成11年度からの継続路線にあっては、100分の55以内） 100分の31以内				
(2) 農免林道整備事業 （林道舗装事業）	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う農免林道整備事業（林道舗装事業）に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 幹線林道の舗装費 (2) その他林道の舗装費	100分の51以内 300分の103以内				

	(3) 森林居住環境整備事業（フォレスト・コミュニティ総合整備事業）	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う森林居住環境整備事業（フォレスト・コミュニティ総合整備事業）に要する経費	森林管理道開設事業であって、市町村が行う場合　100分の55以内（過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業にあっては、100分の61以内） 森林基幹道改良事業であって、市町村が行う場合　100分の51以内（過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業であって、市町村が行う事業にあっては、100分の56以内） 森林利用施設整備事業にあって、市町村が行う場合　100分の50以内 林業施設用地整備事業にあっては、100分の50以内（森林組合が行う場合にあ				

			っては、100分の60以内） 上記以外の事業であって、市町村が行う場合100分の50以内（過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業であって、市町村が行う場合100分の55以内）				
(4) 小規模林業地域整備事業							
ア 経営林道事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う経営林道事業に要する経費のうち、次に揚げるもの (1) 経営林道の開設費 (2) 経営林道の改良費	2分の1以内				
イ 山村活性化小規模基盤整備事業	市町村	市町村が小規模な生活環境や保健休養施設の整備を行う場合に要する経費	2分の1以内				
ウ 林道周辺環境整備事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業に要する経費	2分の1以内				

28 林業構造改善対策事業の項を次のように改める。

28 林業構造改善対策事業 林業の構造改善を促進し、もって林業総生産の増大、生産性の向上及び林業従事者の所得の増大を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第20号様式 地域林業経営確立林業構造改善事業の1及び林業・木材産業構造改革事業の1	共通第29号様式 共通第31号様式 地域林業経営確立林業構造改善事業の1及び林業・木材産業構造改革事業の1	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	

					の経費に係る場合 共通第２号様式 水林第14号様式 地域林業経営確立林業構造改善事業の２及び林業・木材産業構造改革事業の２の経費に係る場合 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 市町村の補助規則等	の経費に係る場合 共通第２号様式 水林第14号様式 地域林業経営確立林業構造改善事業の２及び林業・木材産業構造改革事業の２の経費に係る場合 水林第15号様式 水林第16号様式		
	⑴　地域林業経営確立林業構造改善事業	市町村	1　市町村が行う地域林業経営確立林業構造改善事業実施の指導等に要する経費 2　市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う場合又は市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農事組合法人その他知事が定めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ⑴　地域林業経営集約化型林業構造改善事業費	１の経費に係る場合 ２分の１以内 ２の経費のうち、基盤整備事業費及び機械施設費（林業機械類を除く。）にあっては、10分の６以内 ２の経費のうち、林道事業費にあっては、100分の50 上記以外の事業にあっては、２分の１以内（別記２－１の事業				

			⑵　資源循環利用推進型林業構造改善事業費 ア　資源循環利用推進型 イ　間伐促進型 ⑶　市町村推進事業費 ア　地域林業経営集約化型 イ　資源循環利用推進型	に係る経費にあっては、当該事業ごとに掲げる率）				
	⑵　林業・木材産業構造改革事業	市町村 森林組合、林業者等の組織する団体及び木材関連業者等の組織する団体（以下「事業実施主体」という。）（事業実施主体の事務所等の所在する市町村と事業実施主体が事業を実施しようとする市町村が異なる場合に限る。）	1　市町村が行う林業・木材産業構造改革事業実施の指導等に要する経費 2　市町村又は事業実施主体（事業実施主体の事務所等の所在する市町村と事業実施主体が事業を実施しようとする市町村が異なる場合に限る。）が林業・木材産業構造改革事業を行う場合又は市町村が林業・木材産業構造改革事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農事組合法人その他知事が定めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ⑴　林業経営構造対策事業費 ⑵　木材産業構造改革事業費 ⑶　市町村推進事業費 ア　林業経営構造対策型 イ　木材産業構造改革型	１の経費に係る場合 ２分の１以内 ２の経費のうち、基盤整備事業費及び機械施設費（林業機械類を除く。）にあっては、100分の58以内 ２の経費のうち、林道事業費にあっては、100分の50 上記以外の事業にあっては、２分の１以内 （別記２－２の事業に係る経費にあっては、当該事業ごとに掲げる率）				

別記２を次のように改める。

別記２－１

1　森林空間活用施設整備事業のうち、簡易給排水施設、生活環境施設整備事業のうち、山村広場施設、集落防災施設及び簡易給排水施設並びに間伐材需要拡大施設整備事業のうち、需要拡大促進用機械にあっては、10分の４以内

2　効率化施設整備事業のうち、効率化作業基地整備及び林業生産施設にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

⑴　市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　10分の６以内

⑵　上記以外　２分の１以内

3　効率化施設整備事業のうち、林業生産用機械、基盤整備用機械及び広域利用林業機械にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

⑴　市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の48以内

⑵　上記以外　10分の４以内

4　木材加工流通施設整備事業のうち、木材製材施設装置、集成材加工施設装置、プレカット加工施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置及び木材集出荷販売施設装置、木材加工施設整備事業のうち、木材製材施設装置、集成材加工施設装置及びプレカット加工施設装置並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、間伐材加工施設装置、間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷販売施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　10分の６以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　２分の１以内

5　木材加工流通施設整備事業のうち、木材処理加工用機械及び木材集出荷用機械、木材加工施設整備事業のうち、木材処理加工用機械並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち、間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷用機械にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の48以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　10分の４以内

6　森林バイオマス等活用施設整備事業のうち、森林バイオマス加工施設装置、森林資源再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち、間伐材等バイオマス加工施設装置、間伐材等バイオマス再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　10分の６以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　２分の１以内

7　森林バイオマス等活用施設整備事業のうち、森林バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち、間伐材等バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の48以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　10分の４以内

8　需要拡大施設整備事業のうち、需要拡大促進施設装置、木材活用ＤＩＹ施設装置、間伐材等利用推進モデル施設及び内装等木質化促進施設にあっては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体　10分の４以内

(2)　上記以外　２分の１以内

9　活動拠点施設整備事業及び供給促進活動拠点施設整備事業のうち、林業総合センター（それぞれの施設規模が1,000平方メートル以下のものに限る。）にあっては、次の各号に掲げる施設規模の区分に応じ当該各号に定める算式による率以内。ただし、建築する面積は延べ床面積で整数とし、小数点以下第１位を四捨五入する。

また、補助率は小数点以下第３位までとし、小数点以下第４位を四捨五入する。

(1)　300平方メートル以下の施設　２分の１

(2)　301平方メートル以上の施設

$$\frac{300\times1/2+\{(\text{建築する面積}-300)\times4/10\}}{\text{建築する面積}}$$

別記２－２

1　地域産物活用施設整備事業の地域産物加工販売施設及び展示販売用機械、森林空間活用施設整備事業のうち、簡易給排水施設、生活環境施設整備事業のうち、山村広場施設及び集落水利施設並びに需要拡大施設整備事業のうち、需要拡大促進用機械にあっては、10分の４以内

2　効率化施設整備事業のうち、効率化作業基地整備及び林業生産施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の58以内

(2)　上記以外　２分の１以内

3　効率化施設整備事業のうち、林業生産用機械、基盤整備用機械及び広域利用林業機械にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の46以内

(2)　上記以外　10分の４以内

4　木材加工流通施設整備事業のうち、木材製材施設装置、集成材加工施設装置、プレカット加工施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置及び木材集出荷販売施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の58以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　２分の１以内

5　木材加工流通施設整備事業のうち、木材処理加工用機械及び木材集出荷用機械にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の46以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　10分の４以内

6　森林バイオマス等活用施設整備事業のうち、森林バイオマス加工施設装置、森林資源再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の58以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　２分の１以内

7　森林バイオマス等活用施設整備事業のうち、森林バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械にあっては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設　100分の46以内

(2)　木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合　３分の１以内

(3)　上記以外　10分の４以内

8　需要拡大施設整備事業のうち、需要拡大促進施設装置及び木材活用ＤＩＹ施設装置にあっては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率

(1)　木材関連業者等が組織する団体　10分の４以内

(2)　上記以外　２分の１以内

9　活動拠点施設整備事業のうち、林業総合センター（それぞれの施設規模が1,000平方メートル以下のものに限る。）にあっては、次の各号に掲げる施設規模の区分に応じ当該各号に定める算式による率以内。ただし、建築する面積は延べ床面積で整数とし、小数点以下第１位を四捨五入する。

また、補助率は小数点以下第３位までとし、小数点以下第４位を四捨五入する。

(1)　300平方メートル以下の施設　２分の１

(2)　301平方メートル以上の施設

$$\frac{300\times1/2+\{(\text{建築する面積}-300)\times4/10\}}{\text{建築する面積}}$$

北海道告示第1109号

昭和49年北海道告示第814号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

水林第15号様式の末尾欄外の注の１の事項及び水林第16号様式の末尾欄外の注の１の事項中「林業構造改善事業」を「林業構造改善事業、しいたけ生産体制強化緊急対策事業又は木質バイオマス資源活用促進事業」に改める。

水林第17号様式中「森林所有者氏名」を「事業主体名」に改め、同様式の末尾欄外の注の１の事項中「造林事業」を「森林環境保全整備事業」に、「環境保全森林整備事業」を「森林居住環境整備事業」に改め、同注の３の事項を次のように改める。

3　事業の区分には、流域森林総合整備事業、公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、流域循環資源林整備事業、特定森林造成事業（特定林地改良、耕作放棄地等森林造成、造林未済地緊急造林）、被害地等森林整備事業又はフォレスト・コミュニティ総合整備事業の別を記載すること。

水林第17号様式の末尾欄外の注の４の事項中「造林事業実施計画書」を「森林環境保全整備事業実施計画書」に、「環境保全森林整備事業実施計画書」を「森林居住環境整備事業実施計画書」に改め、同注の６から９までの事項を次のように改める。

6　「事業区分」欄には、育成単層林整備、育成複層林整備、機能増進保育、特定間伐、長期育成循環整備、付帯施設等整備、特定林地改良、全体計画調査、共生林整備、付帯施設整備、林内歩道等整備又は用地等取得の別を記載すること。

7　「事業の種類」欄には、整理伐、人工造林、単層林改良、保育（植栽型）、保育（天然更新型）、作業路、受光伐、樹下植栽等、複層林改良、抜き伐り、枝払い、間伐、枝打ち、林床保全整備、誘導伐、長期育成循環改良、鳥獣害防止施設等整備、林内作業場等、高性能林業機械作業路、改良、生育環境補完整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、保育、樹木等の植栽・播種、雑草木の除去、不用木の除去・不良木の淘汰、枝葉の除去、林間広場整備、土壌条件の改良、林床整備、ビオトープの森整備、標識類整備、林内作業場整備、駐車場整備、防火施設整備、渓流路整備、環境教育促進施設整備、健康増進広場整備、健康促進施設整備、機能保持施設整備、給排水施設整備、休憩施設整備、防護柵等整備、林内歩道、森林空間作業路、絆の森作業路、土地取得、立木竹取得の別を記載すること。

8　「事業細目」欄には、下刈、倒木起こし、除・間伐、枝打ち、抜き伐り、枝払い、育成単層林作業路、付帯作業路、誘導造林型、天然下種補正型、広葉樹林改良型、育成複層林作業路、機能増進保育作業路、特定間伐作業路、長期育成循環作業路、標識類等、水辺環境整備、原植生回復整備、開設、改良、特定林地改良作業路、忌避剤散布、殺そ

剤散布等工種等の別を記載すること。

9　「補助区分」欄には、施業実施協定にあっては「施業実施」、緊急間伐協定にあっては「緊急間伐」、森林施業計画にあっては「森林施業計画」、属人計画にあっては「属人」、保安林等にあっては「保安林」、森林整備協定にあっては「森林整備協定」、市町村との協定締結にあっては「協定締結」、普通にあっては「普通」、分収林造林にあっては「分収林」、指定被害地にあっては「指定被害地」、被害地にあっては「被害地」、森林空間総合整備にあっては「空間」、フォレスト・コミュニティ総合整備（居住地森林環境整備）にあっては「居住地」と記載すること。

水林第17号様式の末尾欄外の注の12の事項中「空中又は地上の別及び」を「空中と記載し、」に改める。

北海道告示第1110号

漁港漁場整備法（昭和25年５月２日法律第137号）第17条第１項の規定により、36地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定した。

計画書は大冊のため省略し、その計画書は、関係支庁経済部水産課に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、同法第17条第４項の規定により実施した計画（案）の縦覧（平成14年４月５日から25日）に際し、提出された意見は次のとおりである。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　計画地区及び縦覧場所

計画地区名	縦覧場所
石狩後志	北海道石狩支庁経済部水産室及び後志支庁経済部水産課
知内	北海道渡島支庁経済部水産課
恵山日浦	同
南茅部	同
南茅部大船	同
砂原	同
森	同
落部	同
八雲	同
長万部	同
渡島中部	同
渡島南部	同
大成久遠	北海道檜山支庁経済部水産課
檜山海域	同
神恵内	北海道後志支庁経済部水産課
留萌海域	北海道留萌支庁経済部水産課
枝幸	北海道宗谷支庁経済部水産課
稚内	同
礼文船泊	同
利礼海域	同
湧別	北海道網走支庁経済部水産課
湧別	同
雄武	同
雄武	同
常呂	同
伊達	北海道胆振支庁経済部水産課
胆振海域	同
様似冬島	北海道日高支庁経済部水産課
日高海域	同
浦幌豊頃	北海道十勝支庁経済部水産課
十勝海域	同
白糠	北海道釧路支庁経済部水産課
昆布森	同
浜中散布	同
別海	北海道根室支庁経済部水産課
標津	同
計36地区	

2　計画（案）に対する提出意見

該当なし

北海道告示第1111号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船ほっかい上架修理工事　　一式

2　落札を決定した日

平成14年６月11日

3　落札者の氏名及び住所
(1)　氏　名　　楢崎造船株式会社　代表取締役社長　小林　俊治
(2)　住　所　　室蘭市築地町135番地
4　落札金額
106,890,000円
5　競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
平成14年北海道告示第802号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　　北海道水産林務部資源管理課
(2)　所在地　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第1112号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第１項の規定により、次のとおり生産事業者の登録内容に変更があった旨の届出があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

登録番号	変更事項	変更前の登録内容	変更後の登録内容
北海道3164	氏名又は名称及び住所	旭川興林産業株式会社 旭川市神楽４条５丁目419番地の63	株式会社旭友興林 旭川市神楽４条５丁目１番32号
	事業所の名称及び所在地	旭川興林産業株式会社 旭川市神楽４条５丁目419番地の63	株式会社旭友興林 旭川市神楽４条５丁目１番32号

北海道告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　保安林予定森林の所在場所　　稚内市大字稚内村字クトネベツ1532の６、1532の９、1532の12、1532の13、1536の18
2　指定の目的　　雪害の防備
3　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　解除予定保安林の所在場所　　夕張郡長沼町字馬追原野7759の32・7759の33（以下２筆について次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　風害の防備
3　解除の理由　　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1115号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　解除予定保安林の所在場所　　茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養
(3)　解除の理由　　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　解除予定保安林の所在場所　茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(3)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1116号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達　也

1　作業種類　公共測量（２級基準点測量）
2　作業期間　平成14年６月24日から29日まで
3　作業地域　新十津川町

北海道告示第1117号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達　也

1　作業種類　公共測量（１・２級基準点測量）
2　作業期間　平成14年６月19日から９月19日まで
3　作業地域　美幌町

北海道告示第1118号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達　也

1　作業種類　公共測量（道路台帳整備）
2　作業期間　平成14年６月７日から８月30日まで
3　作業地域　豊富町

北海道告示第1119号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定による通知があった。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達　也

1　作業種類　公共測量（函館江差自動車道計画図作成）
2　作業期間　平成13年11月12日から平成14年３月26日まで
3　作業地域　上磯町、木古内町

北海道告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達　也

1　道路の種類　道道
2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
湯内内園線	深川市納内町３丁目3933番１地先から深川市納内町３丁目3934番８地先まで	前	14.54ｍから14.54ｍまで	545.58ｍ	――	北海道札幌土木現業所
		後	17.61ｍから21.41ｍまで	545.58ｍ	――	

大麻東雁来線	江別市大麻97番１地先から 江別市大麻97番３地先まで	前	25.00ｍから 25.00ｍまで	40.00ｍ	道道東雁来江別線における 16.00ｍの間	北海道札幌土木現業所
	江別市大麻97番１地先から 江別市大麻1183番27地先まで	後	7.00ｍから 59.00ｍまで	2,823.92ｍ	道道東雁来江別線における 448.00ｍの間	

北海道告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道

2　路　線　名　　恵庭栗山線

3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員	延　　長	国道等との重複区間
恵庭市恵南13番１地先から 恵庭市戸磯240番１地先まで	前	18.00ｍから 40.00ｍまで	2,217.60ｍ	——
	前	18.00ｍから 40.00ｍまで	3,297.38ｍ	——
恵庭市住吉町98番地先から 恵庭市戸磯240番１地先まで	後	18.00ｍから 35.00ｍまで	1,686.88ｍ	——

北海道告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道

2　路　線　名　　占冠穂別線

3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員	延　　長	国道等との重複区間
勇払郡穂別町字福山国有林胆振東部森林管理署2093林班い小班地先から勇払郡穂別町字福山370番７地先まで	前	8.00ｍから 21.00ｍまで	297.00ｍ	——
	後	10.50ｍから 38.50ｍまで	287.34ｍ	——

北海道告示第1123号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第１項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し３週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

1　出願の年月日　　平成14年６月５日

2　出願のあった国の官庁

(1)　名　　称　　農林水産省

(2)　住　　所　　東京都千代田区霞が関１の２の１

(3)　代表者の氏名　　農林水産大臣　武部　　勤

3　埋立区域

(1)　位　　置　　積丹郡積丹町大字余別町29番３、30番３、31番７、32番３、34番１番及び34番３地先の公有水面

(2)　区　　域　　次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

①の地点　　余別漁港原点（北緯43度19分44秒433、東経140度22分49秒204（X＝−74,526.98、Y＝10,568.38））から方向角136度43分01秒の方向218.23ｍの地点

②の地点　　①の地点から方向角139度17分16秒の方向40.17ｍの地点

③の地点　　②の地点から方向角49度17分12秒の方向73.90ｍの地点

④の地点　　③の地点から方向角139度17分15秒の方向62.30ｍの地点

⑤の地点　④の地点から方向角49度17分26秒の方向3.10ｍの地点
⑥の地点　⑤の地点から方向角139度17分02秒の方向7.80ｍの地点
⑦の地点　⑥の地点から方向角229度17分14秒の方向59.08ｍの地点
⑧の地点　⑦の地点から方向角139度15分32秒の方向0.40ｍの地点
⑨の地点　⑧の地点から方向角229度16分58秒の方向3.64ｍの地点
⑩の地点　⑨の地点から方向角275度40分24秒の方向1.37ｍの地点
⑪の地点　⑩の地点から方向角291度24分53秒の方向33.90ｍの地点
⑫の地点　⑪の地点から方向角312度41分08秒の方向50.32ｍの地点
⑬の地点　⑫の地点から方向角323度28分51秒の方向29.59ｍの地点

(3) 面　積　5,520.98㎡（海浜地切盛土3,950.09㎡）

4　埋立に関する工事の施行区域

(1) 位　置　積丹郡積丹町大字余別町29番３、30番３、31番７、32番３、34番１、34番３、34番９及び35番12地先並びに30番３、31番７及び32番３

(2) 区　域　次のイの地点からネの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とネの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

イの地点　余別漁港原点（北緯43度19分44秒433、東経140度22分49秒204（Ｘ＝－74,526.98、Ｙ＝10,568.38））から方向角147度44分52秒の方向185.01ｍの地点
ロの地点　イの地点から方向角47度18分08秒の方向105.07ｍの地点
ハの地点　ロの地点から方向角139度17分11秒の方向48.82ｍの地点
ニの地点　ハの地点から方向角49度17分12秒の方向55.90ｍの地点
ホの地点　ニの地点から方向角139度17分12秒の方向115.40ｍの地点
への地点　ホの地点から方向角229度17分12秒の方向120.50ｍの地点
トの地点　への地点から方向角281度59分38秒の方向23.67ｍの地点
チの地点　トの地点から方向角229度17分09秒の方向22.35ｍの地点
リの地点　チの地点から方向角290度49分14秒の方向7.93ｍの地点
ヌの地点　リの地点から方向角297度23分14秒の方向14.64ｍの地点
ルの地点　ヌの地点から方向角49度18分44秒の方向1.36ｍの地点
ヲの地点　ルの地点から方向角294度28分23秒の方向28.33ｍの地点
ワの地点　ヲの地点から方向角289度14分58秒の方向6.67ｍの地点
カの地点　ワの地点から方向角262度52分30秒の方向0.80ｍの地点
ヨの地点　カの地点から方向角297度41分58秒の方向4.51ｍの地点
タの地点　ヨの地点から方向角315度08分10秒の方向14.28ｍの地点
レの地点　タの地点から方向角47度23分15秒の方向8.82ｍの地点
ソの地点　レの地点から方向角322度41分05秒の方向38.60ｍの地点
ツの地点　ソの地点から方向角57度58分56秒の方向4.84ｍの地点
ネの地点　ツの地点から方向角330度37分40秒の方向32.41ｍの地点

(3) 面　積　24,292.09㎡

5　埋立地の用途　漁港施設用地

北海道告示第1124号

平成14年北海道告示第919号（公有水面の埋立ての免許の出願）の一部を次のように改正する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達也

３埋立区域(2)区域の項中「１の地点から13の地点までを」を「１の地点から15の地点までを」に、「１の地点と13の地点とを」を「１の地点と15の地点とを」に、「13の地点　12の地点から方向角79度02分32秒の方向64.72ｍの地点」を「13の地点　12の地点から方向角79度02分34秒の方向46.22ｍの地点」に改め、同項13の地点の事項の次に次の２事項を加える。

14の地点　13の地点から方向角169度01分10秒の方向4.30ｍの地点
15の地点　14の地点から方向角79度02分28秒の方向18.50ｍの地点

３埋立区域(3)面積の項中「2,289.27㎡」を「2,209.72㎡」に改める。

北海道告示第1125号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第１項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第１項の規定により公告する。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　達也

1　住　所　釧路市新川町５－５
2　商号又は名称　株式会社　丸善都市開発
3　代表者氏名　小野寺興一
4　免許証番号　釧路(7)第272号

公　告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成14年６月27日網走海区における定置漁業について、次のとおり免許した。

なお、免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び存続期間は、平成14年５月24日北海道

告示第911号で告示したとおりである。

平成14年６月28日

北海道知事　堀　　達　也

免許番号	漁業権者の住所及び氏名
雄さけ・ます定第１号	紋別郡雄武町字雄武467番地　長谷川一夫ほか11名
雄さけ・ます定第２号	紋別郡雄武町字雄武467番地　長谷川一夫ほか８名
雄さけ・ます定第３号	紋別郡雄武町字幌内259番地の１　川原　喜一ほか１名
雄さけ・ます定第４号	紋別郡雄武町字幌内172番地　菊地　和幸ほか９名
雄さけ・ます定第５号	紋別郡雄武町字幌内262番地　前田　章一ほか１名
雄さけ・ます定第６号	紋別郡雄武町字雄武1836番地の９　村田　雄司ほか１名
雄さけ・ます定第７号	紋別郡雄武町字雄武1836番地の12　池田　憲司ほか２名
雄さけ・ます定第８号	紋別郡雄武町字雄武1816番地の３　横内　敏男ほか８名
雄さけ・ます定第９号	紋別郡雄武町字雄武1840番地の56　池田　友勝ほか４名
雄さけ・ます定第10号	紋別郡雄武町字雄武1835番地の５　花松　茂ほか２名
雄さけ・ます定第11号	紋別郡雄武町字雄武1840番地の37　佐藤　秀一ほか２名
雄さけ・ます定第12号	紋別郡雄武町字雄武951番地の３　古山　茂明
雄さけ・ます定第13号	紋別郡雄武町字雄武38番地の２　片川　隆市ほか21名
雄さけ・ます定第14号	紋別郡雄武町字雄武177番地の３　平沼　幸三ほか５名
雄さけ・ます定第15号	紋別郡雄武町字雄武1046番地の３　川村　伸一ほか７名
雄さけ・ます定第16号	紋別郡雄武町字雄武196番地の２　花田　正壽ほか２名
雄さけ・ます定第17号	紋別郡雄武町字雄武1012番地　四辻　裕二ほか１名
雄さけ・ます定第18号	紋別郡雄武町字沢木691番地の１　國田　信治ほか２名
雄さけ・ます定第19号	紋別郡雄武町字沢木240番地の１　泉　淳二ほか２名
雄さけ・ます定第20号	紋別郡雄武町字沢木63番地の１　鈴木　昇一ほか３名
雄さけ・ます定第21号	紋別郡雄武町字沢木133番地　佐藤　忠英ほか７名
雄さけ・ます定第22号	紋別郡雄武町字沢木57番地の１　畑野　和春ほか２名
雄さけ・ます定第23号	紋別郡雄武町字沢木20番地　小林　悦男ほか２名
雄さけ・ます定第24号	紋別郡雄武町字沢木354番地の４　加賀　雅司ほか２名
雄さけ・ます定第25号	紋別郡雄武町字沢木137番地　竹田　忠昭ほか３名
興さけ・ます定第１号	紋別郡興部町字沙留99番地　長澤　隆治ほか１名
興さけ・ます定第２号	紋別郡興部町字沙留405番地の77　清水畑　孝ほか１名
興さけ・ます定第３号	紋別郡興部町字沙留271番地　加賀　正之ほか１名
興さけ・ます定第４号	紋別郡興部町字沙留113番地　鈴枝　一美ほか１名
興さけ・ます定第５号	紋別郡興部町字沙留197番地の５　鎌田正一郎
興さけ・ます定第６号	紋別郡興部町字沙留208番地の２　馬場　信夫ほか１名
興さけ・ます定第７号	紋別郡興部町字沙留133番地の１　松本　由行
興さけ・ます定第８号	紋別郡興部町字沙留38番地の３　小野　勝司ほか１名
興さけ・ます定第９号	紋別郡興部町字沙留973番地の３　小田桐盛光ほか１名
興さけ・ます定第10号	紋別郡興部町字沙留148番地の11　佐藤　政敏ほか１名
興さけ・ます定第11号	紋別郡興部町字沙留105番地　成川　和正ほか１名
興さけ・ます定第12号	紋別郡興部町字沙留101番地　水野　仁
興さけ・ます定第13号	紋別郡興部町字沙留342番地の５　太田　弘ほか１名
興さけ・ます定第14号	紋別郡興部町字沙留346番地の２　森山　和子ほか１名
興さけ・ます定第15号	紋別郡興部町字沙留198番地の５　坂本　學ほか１名
興さけ・ます定第16号	紋別郡興部町字沙留242番地　似鳥　祐司ほか１名
興さけ・ます定第17号	紋別郡興部町字沙留206番地の６　船橋　文吉ほか１名
興さけ・ます定第18号	紋別郡興部町字沙留197番地の３　近藤　克一ほか１名
興さけ・ます定第19号	紋別郡興部町字沙留220番地の１　小泉　紀雄
興さけ・ます定第20号	紋別郡興部町字沙留248番地の２　小泉　亨ほか１名
興さけ・ます定第21号	紋別郡興部町字沙留90番地の３　岩渕　勳ほか１名
興さけ・ます定第22号	紋別郡興部町字沙留214番地　脇坂　順次
興さけ・ます定第23号	紋別郡興部町字沙留227番地の２　太田　輝市ほか１名
紋さけ・ます定第１号	紋別市弁天町１丁目３番22号　髙橋　誠二ほか１名
紋さけ・ます定第２号	紋別市港町７丁目２番５号　渡邊　由幸ほか３名
紋さけ・ます定第３号	紋別市弁天町３丁目２番９号　山田　徹雄ほか２名
紋さけ・ます定第４号	紋別市南が丘町５丁目17番15号　古畑　定一ほか２名
紋さけ・ます定第５号	紋別市落石町２丁目２番地の95　山崎富十郎ほか１名
紋さけ・ます定第６号	紋別市真砂町４丁目２番７号　山田　正已ほか１名
紋さけ・ます定第７号	紋別市南が丘町５丁目10番19号　富樫　正信ほか１名
紋さけ・ます定第８号	紋別市沼の上398番地　三室　努ほか２名
紋さけ・ます定第９号	紋別市大山町１丁目14番地の59　阿部惠二郎ほか１名
紋さけ・ます定第10号	紋別市港町１丁目３番７号　阿部　滋ほか２名
紋さけ・ます定第11号	紋別市南が丘町５丁目11番27号　能登谷雅範ほか１名
紋さけ・ます定第12号	紋別市元紋別６番地の３　畠山　茂ほか１名
紋さけ・ます定第13号	紋別市港町６丁目４番７号　富樫　輝美ほか１名
紋さけ・ます定第14号	紋別市落石町１丁目13番25号　濱中　利雄ほか１名
紋さけ・ます定第15号	紋別市港町１丁目２番32号　渡邊エイ子ほか１名
紋さけ・ます定第16号	紋別市花園町３丁目１番８号　小野　光男ほか１名
紋さけ・ます定第17号	紋別市北浜町３丁目１番５号　髙橋　一彦ほか１名
紋さけ・ます定第18号	紋別市南が丘町７丁目64番地の２　松本　博ほか１名

紋さけ・ます定第19号	紋別市南が丘町７丁目55番地の５	飯田　弘明ほか３名
紋さけ・ます定第20号	紋別市南が丘町５丁目10番３号	永井　幸己ほか１名
紋さけ・ます定第21号	紋別市沼の上52番地	山口元太郎ほか１名
湧さけ・ます定第１号	紋別郡湧別町港町31番地	内野　芳治ほか13名
湧さけ・ます定第２号	紋別郡湧別町字登栄床92番地	佐藤　章ほか10名
湧さけ・ます定第３号	紋別郡湧別町曙町75番地	本間　伸一ほか２名
湧さけ・ます定第４号	紋別郡湧別町港町番外地	古谷　浩二ほか２名
湧さけ・ます定第５号	紋別郡湧別町曙町80番地	本間　吉三ほか２名
湧さけ・ます定第６号	紋別郡湧別町港町37番地の１	椛沢　泰ほか２名
湧さけ・ます定第７号	紋別郡湧別町港町31番地	内野　芳治ほか13名
湧さけ・ます定第８号	紋別郡湧別町字登栄床118番地	佐藤　修ほか２名
湧さけ・ます定第９号	紋別郡湧別町曙町37番地の３	齊藤　榮一ほか２名
湧さけ・ます定第10号	紋別郡湧別町字登栄床319番地	山根　一男ほか２名
湧さけ・ます定第11号	紋別郡湧別町字登栄床349番地	工藤　輝之ほか２名
湧さけ・ます定第12号	紋別郡湧別町字登栄床92番地	佐藤　章ほか10名
常さけ・ます定第１号	常呂郡佐呂間町字若里54番地	赤沼　悟ほか２名
常さけ・ます定第２号	常呂郡佐呂間町字富武士731番地の５	船木　淳一ほか１名
常さけ・ます定第３号	常呂郡佐呂間町字浜佐呂間808番地先	加藤　武夫ほか１名
常さけ・ます定第４号	常呂郡佐呂間町字富武士731番地の１	船木　剛ほか１名
常さけ・ます定第５号	常呂郡佐呂間町字若里106番地の１	井田　勝人ほか１名
常さけ・ます定第６号	常呂郡佐呂間町字富武士735番地の11	小西　久一
常さけ・ます定第７号	常呂郡常呂町字栄浦158番地	鈴木　央郎
常さけ・ます定第８号	常呂郡常呂町字栄浦163番地の１	芹田　恒
常さけ・ます定第９号	常呂郡常呂町字常呂244番地の８	丸銭　功
常さけ・ます定第10号	常呂郡常呂町字栄浦166番地	森　信成
常さけ・ます定第11号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
常さけ・ます定第12号	常呂郡常呂町字東浜８番地の14	向平　則男
常さけ・ます定第13号	常呂郡常呂町字常呂32番地の３	湊　章ほか４名
常さけ・ます定第14号	常呂郡常呂町字常呂32番地の３	湊　章ほか４名
常さけ・ます定第15号	常呂郡常呂町字常呂244番地の１	道谷　泉
常さけ・ます定第16号	常呂郡常呂町字常呂86番地の14	小関　信康
常さけ・ます定第17号	常呂郡常呂町字常呂32番地の３	湊　章ほか４名
常さけ・ます定第18号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
常さけ・ます定第19号	常呂郡常呂町字常呂27番地の95	中島　茂雄ほか１名
常さけ・ます定第20号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
常さけ・ます定第21号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
常さけ・ます定第22号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
常さけ・ます定第23号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
常さけ・ます定第24号	常呂郡常呂町字常呂32番地の３	湊　章ほか４名
常さけ・ます定第25号	常呂郡常呂町字常呂32番地の15	川口　和夫ほか172名
網さけ・ます定第１号	網走市字卯原内64番地の１	石舘　慶治ほか１名
網さけ・ます定第２号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第３号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第４号	網走市南７条東６丁目11番地	菊本　一夫ほか2名
網さけ・ます定第５号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第６号	網走市北３条西２丁目１番地	富坂　隆二ほか１名
網さけ・ます定第７号	網走市桂町164番地の41	水谷　敏朗ほか１名
網さけ・ます定第８号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第９号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第10号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第11号	網走市北12条東１丁目４番地の10	駒木　安治ほか３名
網さけ・ます定第12号	網走市南７条東７丁目２番地	花田　順市ほか３名
網さけ・ます定第13号	網走市海岸町３番13号	原田　岩雄ほか１名
網さけ・ます定第14号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第15号	網走市海岸町３番19号	大髙　義則ほか１名
網さけ・ます定第16号	網走市海岸町３番３号	伊倉　清光ほか２名
網さけ・ます定第17号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第18号	網走市南４条東７丁目５番地の４	小助川武彦ほか２名
網さけ・ます定第19号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第20号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第21号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第22号	網走市字藻琴無番地	品田　学ほか１名
網さけ・ます定第23号	網走市字北浜１番地の２	長井　忍ほか２名
網さけ・ます定第24号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第25号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名
網さけ・ます定第26号	網走市字北浜112番地の18	長井　淳ほか１名
網さけ・ます定第27号	斜里郡小清水町字浜小清水128番地	髙橋勝太郎ほか１名
網さけ・ます定第28号	網走市字北浜67番地の21	櫻庭　博喜ほか１名
網さけ・ます定第29号	網走市字北浜128番地	日下部正幸ほか１名
網さけ・ます定第30号	網走市海岸町５番16号	出口　吉藏ほか134名

網さけ・ます定第31号	網走市海岸町５番16号	出口　吉蔵ほか134名
網さけ・ます定第32号	網走市海岸町５番16号	出口　吉蔵ほか134名
斜さけ・ます定第１号	斜里郡斜里町前浜町４番地21	斜里日の出漁業生産組合
斜さけ・ます定第２号	斜里郡斜里町前浜町４番地21	斜里日の出漁業生産組合
斜さけ・ます定第３号	斜里郡斜里町前浜町４番地21	斜里日の出漁業生産組合
斜さけ・ます定第４号	斜里郡斜里町前浜町４番地22	林　　一洋
斜さけ・ます定第５号	斜里郡斜里町前浜町４番地22	林　　一洋
斜さけ・ます定第６号	斜里郡斜里町前浜町４番地22	林　　一洋
斜さけ・ます定第７号	斜里郡斜里町港町７番地21	豊洋水産有限会社
斜さけ・ます定第８号	斜里郡斜里町港町７番地21	豊洋水産有限会社
斜さけ・ます定第９号	斜里郡斜里町港町７番地21	豊洋水産有限会社
斜さけ・ます定第10号	斜里郡斜里町文光町24番地14	齊藤　照幸ほか１名
斜さけ・ます定第11号	斜里郡斜里町文光町24番地14	齊藤　照幸ほか１名
斜さけ・ます定第12号	斜里郡斜里町文光町24番地14	齊藤　照幸ほか１名
斜さけ・ます定第13号	斜里郡斜里町前浜町４番地12	大和漁業有限会社
斜さけ・ます定第14号	斜里郡斜里町前浜町４番地12	大和漁業有限会社
斜さけ・ます定第15号	斜里郡斜里町前浜町４番地12	大和漁業有限会社
斜さけ・ます定第16号	斜里郡斜里町本町51番地９	和田　光弘ほか１名
斜さけ・ます定第17号	斜里郡斜里町本町51番地９	和田　光弘ほか１名
斜さけ・ます定第18号	斜里郡斜里町本町51番地９	和田　光弘ほか１名
斜さけ・ます定第19号	斜里郡斜里町港町10番地２	斜里合同水産有限会社
斜さけ・ます定第20号	斜里郡斜里町港町10番地２	斜里合同水産有限会社
斜さけ・ます定第21号	斜里郡斜里町港町10番地２	斜里合同水産有限会社
斜さけ・ます定第22号	斜里郡斜里町字峰浜57番地	馬場　　隆
斜さけ・ます定第23号	斜里郡斜里町字峰浜57番地	馬場　　隆
斜さけ・ます定第24号	斜里郡斜里町字峰浜57番地	馬場　　隆
斜さけ・ます定第25号	斜里郡斜里町字峰浜49番地３	加藤　敏弘ほか２名
斜さけ・ます定第26号	斜里郡斜里町字峰浜49番地３	加藤　敏弘ほか２名
斜さけ・ます定第27号	斜里郡斜里町字峰浜49番地３	加藤　敏弘ほか２名
斜さけ・ます定第28号	斜里郡斜里町港西町10番地４	有限会社北斗水産
斜さけ・ます定第29号	斜里郡斜里町港西町10番地４	有限会社北斗水産
斜さけ・ます定第30号	斜里郡斜里町港西町10番地４	有限会社北斗水産
斜さけ・ます定第31号	斜里郡斜里町光陽町30番地11	八幡鬼子義
斜さけ・ます定第32号	斜里郡斜里町光陽町30番地11	八幡鬼子義
斜さけ・ます定第33号	斜里郡斜里町光陽町30番地11	八幡鬼子義
斜さけ・ます定第34号	斜里郡斜里町字日の出40番地35	平賀　義明
斜さけ・ます定第35号	斜里郡斜里町字日の出40番地35	平賀　義明
斜さけ・ます定第36号	斜里郡斜里町字日の出40番地35	平賀　義明
斜さけ・ます定第37号	斜里郡斜里町本町23番地13	斜里真鯉漁業生産組合
斜さけ・ます定第38号	斜里郡斜里町本町23番地13	斜里真鯉漁業生産組合
斜さけ・ます定第39号	斜里郡斜里町本町23番地13	斜里真鯉漁業生産組合
斜さけ・ます定第40号	斜里郡斜里町前浜町４番地24	有限会社共営漁業部
斜さけ・ます定第41号	斜里郡斜里町前浜町４番地24	有限会社共営漁業部
斜さけ・ます定第42号	斜里郡斜里町前浜町４番地24	有限会社共営漁業部
斜さけ・ます定第43号	斜里郡斜里町前浜町４番地13	有限会社斜里拾参号漁業部
斜さけ・ます定第44号	斜里郡斜里町前浜町４番地13	有限会社斜里拾参号漁業部
斜さけ・ます定第45号	斜里郡斜里町前浜町４番地13	有限会社斜里拾参号漁業部
斜さけ・ます定第46号	斜里郡斜里町本町15番地９	斜里漁業生産組合
斜さけ・ます定第47号	斜里郡斜里町本町15番地９	斜里漁業生産組合
斜さけ・ます定第48号	斜里郡斜里町本町15番地９	有限会社相互水産
斜さけ・ます定第49号	斜里郡斜里町本町15番地９	有限会社相互水産
斜さけ・ます定第50号	斜里郡斜里町本町26番地１	アウンモイ漁業有限会社
斜さけ・ます定第51号	斜里郡斜里町本町26番地１	アウンモイ漁業有限会社
斜さけ・ます定第52号	斜里郡斜里町本町26番地１	アウンモイ漁業有限会社
斜さけ・ます定第53号	斜里郡斜里町前浜町５番地２	有限会社豊慶漁業部
斜さけ・ます定第54号	斜里郡斜里町前浜町５番地２	有限会社豊慶漁業部
斜さけ・ます定第55号	斜里郡斜里町前浜町５番地２	有限会社豊慶漁業部
斜さけ・ます定第56号	斜里郡斜里町前浜町４番地14	ホロモイ漁業生産組合
斜さけ・ます定第57号	斜里郡斜里町前浜町４番地14	ホロモイ漁業生産組合
宇さけ・ます定第１号	斜里郡斜里町ウトロ東325番地	有限会社　睦漁業部
宇さけ・ます定第２号	斜里郡斜里町ウトロ東325番地	有限会社　睦漁業部
宇さけ・ます定第３号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第４号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第５号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第６号	斜里郡斜里町ウトロ東75番地	有限会社　三うろこ漁業部
宇さけ・ます定第７号	斜里郡斜里町ウトロ東75番地	有限会社　三うろこ漁業部
宇さけ・ます定第８号	斜里郡斜里町ウトロ東75番地	有限会社　三うろこ漁業部
宇さけ・ます定第９号	斜里郡斜里町ウトロ東75番地	有限会社　三うろこ漁業部
宇さけ・ます定第10号	斜里郡斜里町ウトロ東75番地	有限会社　三うろこ漁業部
宇さけ・ます定第11号	斜里郡斜里町ウトロ東９番地	有限会社　今井共同漁業部

宇さけ・ます定第12号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第13号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第14号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第15号	斜里郡斜里町ウトロ西36番地	圓子　鉄男ほか１名
宇さけ・ます定第16号	斜里郡斜里町ウトロ西36番地	圓子　鉄男ほか１名
宇さけ・ます定第17号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第18号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	有限会社　新生漁業部
宇さけ・ます定第19号	斜里郡斜里町ウトロ東９番地	有限会社　今井共同漁業部
宇さけ・ます定第20号	斜里郡斜里町ウトロ東９番地	有限会社　今井共同漁業部
宇さけ・ます定第21号	斜里郡斜里町ウトロ東９番地	有限会社　今井共同漁業部
宇さけ・ます定第22号	斜里郡斜里町ウトロ東９番地	有限会社　今井共同漁業部
宇さけ・ます定第23号	斜里郡斜里町ウトロ西176番地	有限会社　イタシベ漁業部
宇さけ・ます定第24号	斜里郡斜里町ウトロ西176番地	有限会社　イタシベ漁業部
宇さけ・ます定第25号	斜里郡斜里町ウトロ西176番地	有限会社　イタシベ漁業部
宇さけ・ます定第26号	斜里郡斜里町ウトロ西176番地	有限会社　イタシベ漁業部
宇さけ・ます定第27号	斜里郡斜里町ウトロ高原56番地	有限会社　協和漁業部
宇さけ・ます定第28号	斜里郡斜里町ウトロ高原56番地	有限会社　協和漁業部
宇さけ・ます定第29号	斜里郡斜里町ウトロ高原56番地	有限会社　協和漁業部
宇さけ・ます定第30号	斜里郡斜里町ウトロ東325番地	有限会社　睦漁業部
宇さけ・ます定第31号	斜里郡斜里町ウトロ東325番地	有限会社　睦漁業部
宇さけ・ます定第32号	斜里郡斜里町ウトロ東325番地	有限会社　睦漁業部
宇さけ・ます定第33号	斜里郡斜里町ウトロ東344番地	宇登呂漁業生産組合
宇さけ・ます定第34号	斜里郡斜里町ウトロ東344番地	宇登呂漁業生産組合
宇さけ・ます定第35号	斜里郡斜里町ウトロ東344番地	宇登呂漁業生産組合
宇さけ・ます定第36号	斜里郡斜里町ウトロ東117番地	有限会社　ルシャ漁業部
宇さけ・ます定第37号	斜里郡斜里町ウトロ東117番地	有限会社　ルシャ漁業部
宇さけ・ます定第38号	斜里郡斜里町ウトロ東117番地	知床漁業生産組合
宇さけ・ます定第39号	斜里郡斜里町ウトロ東117番地	知床漁業生産組合
宇さけ・ます定第40号	斜里郡斜里町ウトロ東117番地	知床漁業生産組合
宇さけ・ます定第41号	斜里郡斜里町ウトロ東184番地	有限会社貳拾参号漁業部
宇さけ・ます定第42号	斜里郡斜里町ウトロ東184番地	有限会社貳拾参号漁業部
宇さけ・ます定第43号	斜里郡斜里町ウトロ東184番地	有限会社貳拾参号漁業部
宇さけ・ます定第44号	斜里郡斜里町ウトロ中島135番地	赤木　陽造
宇さけ・ます定第45号	斜里郡斜里町ウトロ東184番地	有限会社貳拾参号漁業部
宇さけ・ます定第46号	斜里郡斜里町ウトロ東280番地	有限会社　第弐大鱗漁業部
宇さけ・ます定第47号	斜里郡斜里町ウトロ東280番地	有限会社　第弐大鱗漁業部
宇さけ・ます定第48号	斜里郡斜里町ウトロ東280番地	有限会社　第弐大鱗漁業部
宇さけ・ます定第49号	斜里郡斜里町ウトロ東96番地	遠音別漁業生産組合
宇さけ・ます定第50号	斜里郡斜里町ウトロ東96番地	遠音別漁業生産組合
宇さけ・ます定第51号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合
宇さけ・ます定第52号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合
宇さけ・ます定第53号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合
宇さけ・ます定第54号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合
宇さけ・ます定第55号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合
宇さけ・ます定第56号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合
宇さけ・ます定第57号	斜里郡斜里町ウトロ西91番地	オコツク漁業生産組合

支　庁　告　示

北海道網走支庁告示第14号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）第17条の３第１項の規定により、次のとおり種馬鈴しょ集荷販売業者の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成14年６月28日

北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

〈変更事項〉

代表者の氏名

〈変更前〉

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域
網走第８号	平成13. 8.13	斜里郡小清水町字小清水379番地	小清水町農業協同組合 代表理事組合長 上野　満	小清水町、十勝支庁管内全域

〈変更後〉

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域
網走第８号	平成13. 8.13	斜里郡小清水町字小清水379番地	小清水町農業協同組合 代表理事組合長 佐藤　正昭	小清水町、十勝支庁管内全域

北海道網走支庁告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年６月28日

北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1　入札に付する事項

(1)　調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
　パーソナルコンピュータ及び付属品　96組

(2)　調達をする賃貸借物品等の仕様書　　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　　平成14年９月１日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年３月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4)　納　入　場　所　　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走総合庁舎

2　入札に参加する者に必要な資格

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　納入した賃貸借物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(4)　管内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3　条件付一般競争入札

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年６月28日から７月８日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 093－8585　北海道網走市北７条西３丁目
　北海道網走支庁総務部総務課

(2)　審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走支庁総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道網走市北７条西３丁目
　北海道網走総合庁舎　３階２号会議室

(2)　入　札　日　時　　平成14年７月19日（金）午前11時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金
　免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　北海道網走市北７条西３丁目
　北海道網走支庁総務部総務課

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

8　郵便等による入札
　認めないものとする。

9　落札者の決定方法
　北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（96組１月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（96組１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否
　要

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道網走支庁総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 093－8585　北海道網走市北７条西３丁目
　電話番号 0152－44－7171　内線 2111

(4)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

北海道十勝支庁告示第９号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年６月28日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア	リールマシン（φ62以上、Ｌ＝270m以上、レインガン型）	25台
イ	地上配管（φ63以上、Ｌ＝6.0m以上）	917本
ウ	地上配管（φ63以上、Ｌ＝3.0m以上）	７本
エ	ハイドラントティ（φ75）	90個
オ	ハイドラントオープナー（φ75）	24個
カ	エンドキャップ（φ75）	34個
キ	異径ジョイント（φ75）	25個
ク	異径ジョイント（φ100～75）	14個
ケ	ベンド90°（φ75）	76個

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納　入　期　日　　平成15年３月20日

(4)　納　入　場　所　　北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3　契約条項を示す場所

北海道帯広市東３条南３丁目

北海道十勝支庁総務部会計課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　十勝合同庁舎４階Ａ会議室（郵送による場合は、郵便番号 080－8588　北海道十勝支庁総務部会計課）

(2)　入　札　日　時　　平成14年８月12日　午前11時

（郵送による場合は、平成14年８月９日までに必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目
北海道十勝支庁総務部会計課

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8　契約書作成の要否

要

9　そ　の　他

(1)　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名　　称　北海道十勝支庁総務部会計課
イ 所 在 地　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－27－8508
(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(7) 入札の執行は、公開する。
(8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Reel Irrigator (over φ62, overL＝270m) (Type of a Sprinkler : Raingun)	25
b. Quick Coupling pipes for surface piping (over φ63, overL＝6.0m)	917
c. Quick Coupling pipes for surface piping (over φ63, overL＝3.0m)	7
d. Hydrant Tee (φ75)	90
e. Hydrant Opner (φ75)	24
f. End Cap (φ75)	34
g. Adapter (φ75)	25
h. Adapter (φ100/75)	14
i. Bend 90°(φ75)	76

B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M. August 12, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than August 9.)

C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道企業局告示

北海道企業局告示第４号

平成14年北海道企業局告示第２号（一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格）の一部を次のように改正する。

平成14年６月28日

北海道公営企業管理者　西　川　昌　利

第４の１中「第４の１」を「第６の１」に改める。
第４の２中「第４の２」を「第６の２」に改める。
第５の１中「第５の１」を「第４の１」に改める。
第５の２中「第５の２」を「第４の２」に改める。
第６中「第６」を「第５」に改める。

網走土木現業所告示

北海道網走土木現業所告示第３号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年６月28日

北海道網走土木現業所長　猪　俣　茂　樹

1 入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量
工 事 名　道道網走公園線　道路改良（美岬トンネル）工事
工事概要　延長　Ｌ＝935.5ｍ
幅員　Ｗ＝6.0ｍ（車道）　2.5ｍ（歩道）　0.75ｍ（監査歩廊）
(2) 調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。
(3) 契　約　期　間　　契約締結日の翌日から平成17年３月18日まで
(4) 履　行　場　所　　北海道網走市
(5) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務づけられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第９号に規定する一般土木工事の資格を有すること。
(2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であるこ

と。

(3) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあってはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあってはイの要件をすべて満たしていること。

ア　単体企業の要件

(ア) ２の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点以上であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて４年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去10年間（平成4年度以降）に、ＮＡＴＭ工法による換気断面44平方メートル以上、延長400メートル以上で、かつ、吹き付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ　特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、２の(1)及び(2)並びに(3)のアの(ア)から(エ)まで及び(カ)までの要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成員の数は、２者又は３者であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上であること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年６月28日（金）から７月８日（月）まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走総合庁舎３階
北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課
電話番号 0152－44－7171　内線 4121

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道網走市北７条西３丁目
北海道網走土木現業所　企画総務部工事契約課
電話番号 0152－44－7171　内線 4121、4137

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走総合庁舎３階２号会議室　（郵送による場合は、郵便番号 093－8585　北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走総合庁舎３階　北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課）

(2) 入札日時　　平成14年８月８日（木）午前９時30分
（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所　　(1)に同じ。

(4) 開札日時　　(2)に同じ。

6　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　保険会社との間に北海道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ　政令第167条の５第１項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去２年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の１者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　保険会社との間に北海道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ　保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、北海道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ　政令第167条の５第１項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去２年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7　同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第５号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

無

8　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　北海道網走市北７条西３丁目
北海道網走総合庁舎３階
北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

政令第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　予定価格等

(1) 予定価格　4,049,335,500円（消費税等を含む。）

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格

設定している。

(3) 入札の執行回数は１回とし、再度の入札は行わない。

(4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。

(5) 入札執行の際、入札者が１者以下の場合は、入札を中止する。

12　その他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

イ　所在地　郵便番号 093－8585　北海道網走市北７条西３丁目
北海道網走総合庁舎３階
電話番号 0152－44－7171　内線 4121

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13　Summary

A. Subject matter of the contract:Construction work of
Hokkaido road Abashiri Kouensen Route
Roadreformation (Misaki-tunnel) Works (Length) 935.5m

B. Bid tendering date and time : 9 : 30 A. M. 8, August 2002

C. Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General Affairs Department Abashiri District Public Works Management Office Nishi 3-chome Kita 7-jo Abashiri Hokkaido,093-8585 Japan
Phone : 0152-44-7171 Ext. 4121

道議会告示

北海道議会告示第一号

昭和三十一年北海道議会告示第一号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十八日

北海道議会議長　酒井芳秀

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和三十一年北海道議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事故のため」を「公務、疾病、出産その他の事故のため」に改める。

第三条中「招集地に宿所又は連絡所を定め」を「宿所又は連絡所を定めたときは」に改める。

第十三条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所（第三条「宿所又は連絡所の届出」の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）」に改める。

第百二十六条を第百二十七条とする。

第十七章を第十八章とし、第十六章の次に次の一章を加える。

第十七章　議員の派遣

（議員の派遣）

第百二十六条　法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2　前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道議会告示第三号

昭和三十七年北海道議会告示第四号（北海道議会図書室規程）の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十八日

北海道議会議長　酒井芳秀

北海道議会図書室規程の一部を改正する規程

北海道議会図書室規程（昭和三十七年北海道議会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十二項及び第十三項」を「第百条第十五項及び第十六項」に改める。

附　則

この規程は、平成十四年六月二十八日から施行する。

道議会公表

北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号。以下「条例」という。）第７条の規定により、平成13年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

平成14年６月28日

北海道議会議長　酒井芳秀

1　公文書の開示等の状況

公文書の開示等の状況は、次のとおりである。

(1)　請求件数

１件（請求者内訳　市民団体１）

(2)　請求に対する決定の内容

開示０　一部開示１　非開示０　不存在０　開示対象外０（（注）を参照）

取下０

(3)　開示文書件数及びその枚数

269文書　1,710枚

(4)　文書担当課

総務課１件　議事課１件　政策調査課１件

（注）　開示対象となる公文書は、条例第２条第１項及び第２項の規定により、条例施行日（平成11年６月１日）以後に北海道議会が作成し、又は取得した文書等で「北海道議会議長が別に定めるところにより北海道議会事務局において管理しているもの」と定められているので、施行日前に議会が作成し、又は取得した公文書は開示対象外である。

2　異議申立件数

なし

3　刊行物等の情報提供の状況

刊行物等の情報提供を行ったのは閲覧214件で、このうち写しの交付申請があったのは、６件（18冊、263枚）であった。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年６月28日

北海道教育委員会教育長　相　馬　秋　夫

1　落札に係る特定役務の名称及び数量

道立高等学校校内ＬＡＮ構築に係るシステムインテグレーション業務　28校

2　落札者を決定した日

平成13年９月12日

3　落札者の指名及び住所

(1)　氏　名　　エヌイーシーネクサソリューションズ株式会社

(2)　住　所　　東京都港区三田１丁目４番28号

4　落札金額

27,300,000円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成13年北海道教育委員会教育長告示第９号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　　北海道教育庁生涯学習部高校教育課

(2)　所在地　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第９号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年６月28日

北海道教育庁石狩教育局長　大　内　主　計

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピュータ　　３式　42台×３校（職業科高等学校）

イ　パーソナルコンピュータ　　一式　22台×１校（職業科高等学校）

ウ　パーソナルコンピュータ（文書処理用）一式　22台×１校（商業科高等学校）

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　契　約　期　間　　平成14年９月２日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年８月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4)　納　入　期　日　　平成14年９月２日（月）

(5)　納　入　場　所

ア　職業科高等学校

北海道札幌国際情報高等学校

北海道江別高等学校

北海道千歳高等学校

イ　職業科高等学校

北海道石狩翔陽高等学校

ウ　商業科高等学校

北海道江別高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年６月28日から７月12日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8549　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2)　審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
郵便番号 060－8549　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
電話番号 011－231－4111　内線 34－515

5　入札執行の場所及び日時
(1)　入札場所　北海道札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館６階　北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号060－8549　北海道教育庁石狩教育局企画総務課）
(2)　入札日時　平成14年８月７日（水）午前10時
（郵送による場合は、平成14年８月６日までに必着のこと。）
(3)　開札場所　(1)に同じ。
(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金
入札保証金は、免除する。

7　一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
(1)　名称及び数量（１月当たりの単価）
ア　パーソナルコンピュータ　５式　42台×５校（普通科高等学校）
イ　パーソナルコンピュータ　２式　７台×２校（養護学校）
(2)　予定時期
平成14年11月ごろ

8　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交付場所　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

9　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否
要

11　その他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名称　北海道教育庁石狩教育局企画総務課
イ　所在地　郵便番号 060－8549　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 34－515
(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6)　この入札の執行は、公開する。
(7)　詳細は、入札説明書による。

12　Summary
A．Nature and quantity of the products to be procured :
a．Personal Computer　42　3 sets
b．Personal Computer　22　1 set
c．Personal Computer　22　1 set
B．Contract Term
From September 2, 2002 to August 31, 2007
C．Bidding date and time :
10 : 00 A. M. August 7, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than August 6.)
D．Contact
Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549 Japan. Phone : 011-231-4111 Ext. 34-515

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第３号

平成14年北海道教育庁上川教育局告示第２号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成14年６月28日

北海道教育庁上川教育局長　河　村　猛　将

１の⑴のアの事項中「168台（42台×４式）」を「210台（42台×５式）」に改める。

１の⑸のアの事項中「富良野緑峰高等学校」を「富良野緑峰高等学校（２式）」に改める。

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年６月28日

北海道教育庁網走教育局長　清　原　登志夫

１　入札を付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借　１式　９台×１校（１月あたりの単価）

⑵　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　納入期日　　平成14年９月２日（月）

⑷　納入場所　　紋別高等養護学校

⑸　契約期間　　平成14年９月２日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年８月31日を限度に当該契約期間を延長することができる。

２　入札に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行なう指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明したものであること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は㈠から㈢までに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年６月28日から７月25日

イ　申請の方法　　申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 093－8619　北海道網走市北７条西３丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道網走市北７条西３丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　北海道網走市北７条西３丁目　北海道教育庁網走教育局２階会議室（北海道網走支庁２階）（郵送による場合は、郵便番号 093－8619　北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係）

⑵　入札日時　　平成14年８月９日（金）午前11時
（郵送による場合は、平成14年８月８日までに必着のこと。）

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は免除する。

７　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において、調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

⑴　名称及び数量（１月あたりの単価）

パーソナルコンピュータの賃貸借　１式　７台×１校

⑵　予定時期

平成14年11月ごろ

8　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交付場所　北海道網走市北７条西３丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。
9　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月あたりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月あたりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
10　契約書作成の要否
要
11　その他
(1)　開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2)　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税業者であるか申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名称　北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
イ　所在地　郵便番号 093－8619　北海道網走市北７条西３丁目
電話番号 0152－44－7171　内線 3118
(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本国及び日本国通貨
(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。
(6)　この入札の執行は、公開とする。
(7)　詳細は入札説明書による。
12　Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured ;
9 Personal Computers ＝ 1set×1
B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M. August 9, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than August 8)
C. Contact
Accounting Division, General Affairs Department, Abasiri Distric Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 3, kita 7, Abashiri-shi, Hokkaido, 093-8619, Japan. Phone : 0152-44-7171 Ext. 3118

道教育庁日高教育局告示

北海道教育庁日高教育局告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年６月28日
北海道教育庁日高教育局長　工藤　剛
1(1)　入札に付する事項
ア　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ　一式　42台（普通科）
イ　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
ウ　納入期日　平成14年９月２日（月）
エ　契約期間　平成14年９月２日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年８月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
オ　納入場所　北海道浦河高等学校
(2)　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
ア　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
イ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
ウ　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
エ　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
(3)　条件付一般競争入札参加資格の審査
ア　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は㈠から㈢までに定めるところにより、⑵のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

㈠　申請の時期　平成14年６月28日から７月19日まで

㈡　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

㈢　申請書類の提出先　郵便番号 057－8558　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

イ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

⑷　契約条項を示す場所
北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

⑸　入札執行の場所及び日時

ア　入札場所　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号　北海道日高支庁合同庁舎２階202号会議室（郵便による場合は、郵便番号 057－8558　北海道教育庁日高教育局企画総務課）

イ　入札日時　平成14年８月８日（木）午前10時
（郵送による場合は、平成14年８月７日（水）までに必着のこと。）

ウ　開札場所　アに同じ。

エ　開札日時　イに同じ。

⑹　入札保証金
入札保証金は、免除する。

⑺　入札説明書の交付に関する事項

ア　交付場所　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課

イ　交付方法　アの場所で交付する。

⑻　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

⑼　契約書作成の要否
要

⑽　その他

ア　開札の時において、⑵に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

㈠　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

㈡　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

㈠　名称　北海道教育庁日高教育局企画総務課

㈡　所在地　郵便番号 057－8558　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462－２－2211　内線 3114

エ　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

オ　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ　この入札の執行は、公開する。

キ　詳細は、入札説明書による。

⑾　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 42 1set

B．Bid Tendering date and time :
10 : 00 A. M.August 8, 2002
(If mailed,bids must arrive no later than August 7)

C．Contact :
Accounting Division,General Affairs Department, Hidaka District Bureau of Education Hokkaido Office of Education, 56 Higashi-doori, Sakae-oka, Urakawa-cho, Hokkaido, Japan. 057-8558 Phone : 01462-2-2211 Ext. 3114

2⑴　入札に付する事項

ア　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ　一式　42台（職業科）

パーソナルコンピュータ（文書処理用）一式　22台（商業科）
イ　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
ウ　納入期日　平成14年９月２日（月）
エ　契約期間　平成14年９月２日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
オ　納入場所　北海道様似高等学校
(2)　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
ア　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
イ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
ウ　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
エ　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
(3)　条件付一般競争入札参加資格の審査
ア　この入札は、政令第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)まで定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
(ア)　申請の時期　平成14年６月28日から７月19日まで
(イ)　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
(ウ)　申請書類の提出先　郵便番号 057－8558　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課
イ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
(4)　契約条項を示す場所
北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課
(5)　入札執行の場所及び日時
ア　入札場所　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号　北海道日高支庁合同庁舎２階202号会議室（郵便による場合は、郵便番号 057－8558　北海道教育庁日高教育局企画総務課）
イ　入札日時　平成14年８月８日（木）午前11時
（郵送による場合は、平成14年８月７日（水）までに必着のこと。）
ウ　開札場所　アに同じ。
エ　開札日時　イに同じ。
(6)　入札保証金
入札保証金は、免除する。
(7)　入札説明書の交付に関する事項
ア　交付場所　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課
イ　交付方法　アの場所で交付する。
(8)　落札者の決定方法
財務規則第151第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
(9)　契約書作成の要否
要
(10)　その他
ア　開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
イ　入札金額等に係る消費税等の取扱い
(ア)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(イ)　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
ウ　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(ア)　名称　北海道教育庁日高教育局企画総務課
(イ)　所在地　郵便番号 057－8558　北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462－２－2211　内線 3114
エ　契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

オ　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
カ　この入札の執行は、公開する。
キ　詳細は、入札説明書による。

⑾　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :
　a．Personal Computer 42 1set
　b．Personal Computer 22 1set

B．Bid Tendering date and time :
　11 : 00 A. M. August 8, 2002
　(If mailed,bids must arrive no later than August 7)

C．Contact :
　Accounting Division,General Affairs Department, Hidaka District Bureau of Education Hokkaido Office of Education 56 Higashi-doori, Sakae-oka, Urakawa-cho, Hokkaido, Japan, 057-8558 Phone : 01462-2-2211 Ext. 3114

道人事委員会公告

平成14年度北海道職員採用初級試験を次のとおり行う。

平成14年６月28日

北海道人事委員会委員長　杉　本　堅　治

1　試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分		採用予定数	職務内容
事務系	一般事務	約 20 名	知事部局、教育庁、各種委員会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事する。なお、採用は原則として、支庁、教育局その他の出先機関となる。
	警察事務	約 10 名	警察本部に勤務し、警察行政事務に従事する。なお、採用は原則として、警察署その他の出先機関となる。
林業		約 5 名	知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。なお、採用は原則として支庁、土木現業所、森づくりセンターなどの出先機関となる。
農業		若干名	
農業土木		約 5 名	
水産		若干名	
土木		約 5 名	
建築		若干名	

平成14年度から試験区分のうち、事務系は一般事務と警察事務の２つの試験区分に分けて実施することとし、受験者は当区分の中で第１志望、第２志望を選択することができる。（試験方法及び試験内容は両区分共通となっており、受験者は第２志望で合格する場合がある。）

事務系（一般事務、警察事務）を除く申込みは、１試験区分に限る。

なお、申込後は試験区分の変更は原則できない。

採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。

2　受験資格

昭和56年４月２日から昭和60年４月１日までに生まれた者

ただし、次の者は、受験できない。

○日本国籍を有しない者

○地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者

- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

3　試験日程、試験地等

試験	試験日	試験地	試験場
第１次試験	９月29日（日） ９時（着席）～14時45分（終了） 事務系（一般事務、警察事務）は13時45分終了	別表に掲げる道内14市町のうち希望する試験地で受験できる。	受験票で通知する。
第２次試験	10月下旬～11月上旬	第１次試験合格通知書で指定する。 （第１次試験地とは異なる場合がある。）	

4　試験方法及び内容

試験	試験種目	試験区分	解答時間	内容
第１次試験	教養試験（択一式）	全試験区分	２時間	公務員として必要な一般知識及び知能についての筆記試験
	作文試験	事務系（一般事務、警察事務）	１時間	課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

	専門試験（択一式）	林業・農業土木 農業・土木・建築	2時間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験。 出題分野は試験案内を参照のこと。
	専門試験（記述式）	水産	2時間	
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接及び適性検査を実施する。		

第1次試験問題の程度は、高校卒業程度のものである。

作文試験の評定は、教養試験の結果により行わない場合がある。

5　資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の内容等について確認を行う。

6　合格発表

	第1次試験合格者発表	最終合格者発表	掲示場所
初級試験	10月25日（金） 午前9時	12月10日（火） 午前9時	人事委員会事務局、各支庁、北海道東京事務所、北海道大阪事務所、北海道名古屋事務所

合格者発表は受験番号のみにより行う。

また、合格者には合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から2日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

なお、ホームページ上（http://www.pref.hokkaido.jp）でも合格者の受験番号を掲示する。

7　試験結果の開示について

この試験の結果については、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

受験者本人の場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等）を持参の上、また、受験者の法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）の場合は、法定代理人本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を持参の上、9時から17時までの間に直接来庁すること（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除く。）。

開示請求できる人	開示期間	開示内容	開示場所
第1次試験不合格者又はその法定代理人	平成14年10月25日(金)～14年11月25日(月)	第1次試験の個別結果及びその成績順位	○北海道総務部法制文書課行政情報センター（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階） ○第1次試験の受験地の支庁（石狩支庁を除く支庁内の行政情報コーナー）
第2次試験不合格者又はその法定代理人	平成14年12月10日(火)～15年1月9日(木)		

8　合格から採用まで

(1)　この試験の合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。

この名簿は、原則として、平成15年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日（最終合格者発表日）から1年間有効となる。

(2)　人事委員会は、各任命権者（知事・教育委員会・警察本部等）からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

9　給与（次の額は、平成14年4月1日現在のもの）

初任給	諸手当
146,500円 （高校新卒）	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給される。

初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがある。

10　申込方法

郵送	申込方法	申込書の所定の欄に50円切手をはり、別表「初級試験第1次試験地及び申込先」のうち受験を希望する試験地の申込先に配達記録又は簡易書留で郵送すること。 なお、7月31日以降に投函する場合は速達にすること。 受験票は、9月3日（火）ごろまでに発送する予定。 なお、9月11日（水）までに到着しないときは、人事委員会事務局に問い合わせること。
	受付期間	平成14年7月22日(月)～8月2日(金)（8月2日の消印有効）
インターネット	申込方法	北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.jp）から「北海道職員等採用試験情報」へアクセスし、申込み画面上の注意事項をよく確認の上、申し込むこと。 使用機種や環境によって、対応できないことがあるので、その場合は郵送又は持参により申し込むこと。
	受付期間	平成14年7月22日（月）9時～7月26日（金）17時

持参	申込方法	申込書に切手をはらずに、別表「初級試験第１次試験地及び申込先」のうち受験を希望する試験地の申込先に提出すること。 受験票はその場で交付する。
	受付期間	平成14年８月１日（木）～８月２日（金）（各日とも９時から17時まで）

申込みの際、写真は必要ないが、第１次試験受験の際は、必ず受験票の所定の欄にはること。

受験票にはる写真は、６ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦４センチメートル、横３センチメートルのものとすること。

試験区分事務系の「一般事務」については、点字による受験ができる。受験を希望する者は、試験地及び解答時間等が一部異なるので、あらかじめ人事委員会事務局まで問い合わせること。

身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある者は、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。

職員採用試験相談コーナー（人事委員会事務局内）で試験に関する相談に随時応じている。

別表　初級試験第１次試験地及び申込先

試験地	申込先	所在地	電話
札幌市	北海道人事委員会事務局任用課	〒060-8588（郵送の場合、住所省略可） 札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館11階	(011)231－4111 内線32－461
函館市	渡島支庁総務部総務課	〒041-8558　函館市美原４丁目６の16	(0138)47－9000 内線2111
江差町	檜山支庁総務部総務課	〒043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336の３	(01395)2－1010 内線2111
倶知安町	後志支庁総務部総務課	〒044-8588　虻田郡倶知安町北１条東２丁目	(0136)22－1111 内線2111
岩見沢市	空知支庁総務部総務課	〒068-8558　岩見沢市８条西５丁目	(0126)23－2231 内線2111
旭川市	上川支庁総務部総務課	〒079-8610　旭川市永山６条19丁目303	(0166)46－5111 内線2111
留萌市	留萌支庁総務部総務課	〒077-8585　留萌市住之江町２丁目１－２	(0164)42－1511 内線2111
稚内市	宗谷支庁総務部総務課	〒097-8558　稚内市末広４丁目２－27	(0162)33－2510 内線2111
網走市	網走支庁総務部総務課	〒093-8585　網走市北７条西３丁目	(0152)44－7171 内線2111
室蘭市	胆振支庁総務部総務課	〒051-8558　室蘭市幸町９番11号	(0143)22－9131 内線2111
浦河町	日高支庁総務部総務課	〒057-8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号	(01462)2－2211 内線2111
帯広市	十勝支庁総務部総務課	〒080-8588　帯広市東３条南３丁目１	(0155)24－3111 内線2111
釧路市	釧路支庁総務部総務課	〒085-8588　釧路市浦見２丁目２番54号	(0154)41－1131 内線2111
根室市	根室支庁総務部総務課	〒087-8588　根室市常盤町３丁目28	(01532)3－6131 内線2111

警察本部告示

北海道警察本部告示第115号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年６月28日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　落札に係る物品等の名称及び数量

ミニパトカー　48台

2　落札を決定した日

平成14年５月14日

3　落札者の氏名及び住所

(1)　氏　名　　北海道スバル株式会社

(2)　住　所　　札幌市西区西町南14丁目１番１号

4　落札金額

58,917,600円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成14年4月2日付け北海道警察本部告示第46号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　北海道警察本部総務部会計課

(2)　所在地　北海道札幌市中央区北2条西7丁目

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

発行　北海道

編集　北海道総務部法制文書課

印刷　富士プリント株式会社